

名古屋市認知症高齢者グループホーム居住費助成について

1.概要

認知症高齢者グループホームには、介護保険の負担限度額（居住費等の補足給付）のような低所得者のための負担軽減策がないことから、認知症高齢者グループホームに入居する低所得者に対して、本市独自の制度として居住費の一部助成を開始します。（平成30年1月より）

2.助成対象者

本制度の対象になるのは、名古屋市の被保険者で、認知症高齢者グループホームを利用している、以下の①～③のすべての要件に該当する方です。

所得要件：①市町村民税非課税世帯で、②本人の前年の合計所得金額と公的年金等の収入額及び非課税年金収入額の合計が80万円以下であること
※別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も市町村民税非課税であること

資産要件：③預貯金等が一定額以下（単身で1,000万円、夫婦で2,000万円）であること

3.助成費

助成対象者が負担する居住費（家賃・光熱水道費）について、月額20,000円を上限に助成費を支給します。グループホームの利用日数が1ヶ月に満たない場合については、助成費は日割り計算をします。